⑶　工事場所　自）愛知県海部郡飛島村木場
　　至）愛知県海部郡飛島村木場
⑷　工事内容　本工事は、名古屋第二環状自動車道における飛島ジャンクションの橋梁を架設する工事である。
⑸　工事概算数量
飛島木場第４橋〔内回り〕
形式　鋼４径間連続非合成鈑桁
橋長　208.5m　最大支間長　52.5m
幅員　8.88m～19.35m　架設方法　クレーン・ベント架設
飛島木場第４橋〔外回り〕
形式　鋼７径間連続非合成鈑桁
橋長　360.5m　最大支間長　52.5m
幅員　8.88m～19.35m　架設方法　クレーン・ベント架設
Ａランプ橋
形式　鋼３径間連続非合成鈑桁＋鋼４径間連続非合成箱桁
橋長　445.7m　最大支間長　84.5m
幅員6.01m～6.66m　架設方法　クレーン・ベント架設
Ｃランプ橋
形式　鋼４径間連続合成鈑桁＋鋼４径間連続鋼床版箱桁＋鋼４径間連続合成鈑桁
橋長　666.5m　最大支間長　94.5m
幅員6.01m～8.28m　架設方法　クレーン・ベント架設
Ｄランプ橋
形式　鋼２径間連続非合成箱桁＋鋼４径間連続鋼床版箱桁＋鋼３径間連続合成鈑桁
橋長　576.0m　最大支間長　99.5m
幅員6.01m～6.46m　架設方法　クレーン・ベント架設
鋼製橋脚　２基
橋脚高　25.5m
⑹　工期　契約締結の翌日から1,410日間
⑺　使用する資機材　鋼重　約6,400ｔ
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、維持管理性向上に関する技術提案及び技術提案プレゼンテーション前の指定日までに入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。
技術提案とは、管理体制・手法、品質管理、安全管理、維持管理性向上を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。
施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不可とする。
⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,250点以上の鋼橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格における経営事項評価点数は問わないものとする。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。ただし、平成27・28年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成27・28年度工事競争参加資格における経営事項評価点数は問わないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成11年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績１、求める実績２、求める実績３及び求める実績４に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績１
連続箱桁橋の工場製作
求める実績２
クレーン・ベント架設工法により架設した最大支間長75m以上ある連続箱桁橋の工事
求める実績３
自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路において、通行止め規制内で実施した鋼橋架設工事（通行止め規制については、自ら工事にて実施したものであること）
求める実績４
鋼上部工又は鋼製橋脚で溶接する鋼板の板厚が60mm以上（突合わせる鋼板の薄い方の板厚）の突合せによる現場溶接を実施した工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１
連続箱桁橋の工場製作
求める実績２
クレーン・ベント架設工法により架設した最大支間長35m以上ある連続箱桁橋の工事
求める実績３
自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路において、通行止め規制内で実施した鋼橋架設工事（通行止め規制については、自ら工事にて実施したものであること）
求める実績４
鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接を実施した工事

第明治三二十五種郵便物認可　年三月三十一日